

議案第133号

所沢市指定金融機関の指定の変更について

金融機関の指定についての議決（昭和40年議決第71号）の全部を次のよう
に変更する。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭
和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、次のとおり金融機関
を指定する。

- 1 指定金融機関 株式会社 埼玉りそな銀行
- 2 指定年月日 平成31年7月10日

平成30年12月 3日提出

所沢市長 藤 本 正 人